

# Webバンクローン専用「けんしんスマートカードローン」当座貸越契約規定

私は、株式会社ジャックスの保証（以下「保証会社」といいます。）に基づく茨城県信用組合（以下「甲」といいます。）との当座貸越契約をカードローン取引（以下「この取引」といいます。）として利用することについて、次の条項を確約します。

カードローンを借り入れた場合、当座貸越契約規定（以下「規定」といいます。）に同意したものとみなされます。カードローンの借り入れに先立ち、本規定を確認のうえ、本規定の内容に同意できない場合は、カードローンを借り入れることができません。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、甲のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

また、本規定を変更するときは、変更後の内容を、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 第1条（契約期間）

1. 私がこの契約にもとづき、当座貸越を受けられる期間は、契約成立日（甲がこの申込みを承諾し、かつ当座貸越取引口座を開設したときに、この契約が成立するものとします。）から、3年後の契約期間を経過する日の属する月の末日までとします。契約期間満了日の前日までに甲から私に期間を延長しない旨の申出がない場合にはカード契約期間は更に同期間延長されるものとし以後も同様とします。ただし、3年毎の契約期間に関わらず最終期限は、満65歳に達した以降初めて到来する「契約成立日が属する月の末日」までとします。
2. 甲から私に前項より期間を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。
  - (1)私は直ちに「けんしんスマートカード」（以下「ローンカード」といいます。）を甲に返却します。
  - (2)貸越元利金は、契約期間満了日までに返済します。
  - (3)契約期限に貸越元利金がない場合は、契約期間の満了をもってこの契約は当然に解約されるものとします。

## 第2条（取引方法）

1. この取引は、当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
2. 私は別に定める場合を除き、ローンカードを使用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
3. ローンカード・現金自動支払機（現金自動預金支払機も含まれます。）の取扱いについては、「けんしんローンカード規定」によります。
4. この取引は、甲本支店のうちいずれか1カ所店のみで開設するものとします。
5. 私は第5条の約定返済のため、私の指定した私名義の預金口座（以下「指定口座」といいます。）に毎月返済日までに返済金相当額を預け入れします。この場合証券類で甲が受入れた金額は決済されるまでは返済に充当できないものとします。

## 第3条（貸越極度額）

1. 貸越極度額は審査結果メールで通知した「ご契約内容確認画面」の極度額とします。なお、甲が、やむを得ないものと認めて、極度額を超えて私に当座貸越を行った場合にもこの契約の各条項が適用されるものとします。
2. 前項の貸越極度額が変更された場合においても以降の取引は本契約の条項にもとづいて取扱われるものとします。

#### 第4条（利息、損害金）

1. (1)貸越金の利息は、甲所定の付利単位および利率によって計算のうえ、毎月10日に貸越元金に組み入れるものとします。利息の計算は、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式により行うものとします。

ただし、私が第5条の約定返済を3回連続して返済しなかったとき、または第10条の各号のいずれかに該当し、代位弁済の請求がなされたときは、次の利息の支払日には上記の方法による貸越元金への組み入れが行われないものとします。なお、この場合、最終元加日以後の利息および損害金は甲の指定する順序・方法により支払います。

(2)貸越金の利息には、保証会社に対する保証料を含むものとします。

2. 甲に対する債務を履行しなかった場合の損害金は支払うべき金額に対し、年14.60%の割合とします。

3. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、甲は利率・損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

#### 第5条（約定返済）

本契約にもとづく毎月の返済は毎月10日に、前回の約定返済後の貸越残高に応じて次のとおり行います。

##### <残高対応方式>

前回の約定返済後の貸越残高	約定返済金額
1万円以下	前回の約定返済後の貸越残高
1万円超 50万円以下	1万円
50万円超 100万円以下	2万円
100万円超 150万円以下	3万円
150万円超 200万円以下	4万円
200万円超 250万円以下	5万円
250万円超 300万円以下	6万円
300万円超 350万円以下	7万円
350万円超 400万円以下	8万円
400万円超 450万円以下	9万円
450万円超 500万円以下	10万円
500万円超（※）	12万円

※カードの使用時期、延滞時により500万円超となった場合

#### 第6条（自動引落し）

前条による返済は自動引落しの方法によることとし、甲は返済日に小切手または通帳および払戻請求書なしで引落しのうえ、返済にあててください。また、万一約定返済額相当額の預け入れが返済日より遅れた場合でも、預け入れ後はいつでも甲は同様の処理ができるものとします。

#### 第7条（随時返済）

第5条による約定返済のほか、私は随時に任意の金額を店頭で申込む方法により返済できるものとします。この場合、延滞中の口座へ約定返済に満たない金額の入金、および約定返済を上まわった場合の端数金額に対しては、1回分の返済とは認められないものとします。

## 第8条（諸費用の支払い）

印紙代等の費用については、指定口座から小切手または通帳および払戻請求書なしで引落しのうえ費用の支払いに充当してください。

## 第9条（他カードローンの決済）

私は本契約の締結のため、甲で契約している他のカードローンを解約する場合には、既契約済のカードローン貸越残高とその利息の合計額の支払いのため、第2条2項の方法によらず、甲所定の請求書により支払いを受けることができるものとします。

## 第10条（期限の利益の喪失）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲から通知・催告がなくてもこの契約による債務について当然期限の利益を失い、直ちに返済します。なお、この場合、甲からの通知なしに本契約を解約されても異議ありません。

(1) 第5条に定める返済を遅延し、翌々月の返済日前日に至るも返済しなかったとき。

(2) 保証会社からの保証の中止または解約の申し出があったとき。

(3) 支払停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。

(4) 手形交換所または、電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(5) 預金・定期積金、その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押、または、差押の命令、通知が発送されたとき。

(6) 住所変更の届け出を怠るなど私が責任を負わねばならない事由によって私の所在が不明になったことを甲が知ったとき。

(7) 相続の開始があったとき。

2. 次の場合には、甲からの請求によってこの契約による債務の期限の利益を失い、直ちに返済します。なお、この場合甲からの通知によって本契約を解約されても異議ありません。

(1) 私が甲に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

(2) 私が甲との取引約定の一つでも違反したとき。

(3) この取引に関し私が甲に虚偽の資料提供または報告をしたとき。

(4) 組合員の資格または資格条件を喪失したとき。

(5) 前各号のほか甲が債権の保全を必要とする相当の事由が生じたと認めたとき。

## 第11条（契約の終了・解約・中止）

1. 第1条に定める契約期間の満了前においても、前条各項の事由があるときは、いつでも甲は貸越を中止、またはこの契約を解約することができるものとします。

2. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、甲がこの取引を制限し、または中止する必要があると判断した場合は、甲は前項と同様の措置をとることができるものとします。

3. 私は、いつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、私より甲所定の方法により甲に通知します。

4. 前3項によりこの契約が解約された場合、私は直ちにローンカードを返却し貸越元利金を返済します。

## 第12条（払戻充当）

1. この契約による甲に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金、定期積金、その他の債権とを、その債権の期限にかかわらず、いつでも甲は相殺することができます。

2. 前項の相殺のできる場合には、甲は事前の通知および所定の手続きを省略し、私にかわり諸預り金の払戻しを受け債務の返済に充当することができます。
3. 前2項によって払戻充当をする場合、債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は甲の定めによるものとします。

#### 第13条（相殺）

1. 弁済期にある私の預金、その他の債権とこの契約による私の債務とを、この取引による債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合には相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押捺して直ちに甲に提出するものとします。
3. 第1項により私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は甲の定めによるものとします。

#### 第14条（充当の指定）

1. 返済または第12条による払戻充当の場合、私の甲に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序、方法により充当させることができ、その充当に対しては異議を述べません。
2. 第13条により私が相殺する場合、私の甲に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序により充当することができます。
3. 私が前項による指定をしなかったときは甲が適当と認める順序、方法により充当することができます、その充当に対しては異議を述べません。
4. 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、甲は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分難易、弁済期の長短などを考慮して、甲の指定する順序、方法により充当することができます。
5. 前2項によって甲が充当する場合には、私の期限未到来の債務について期限が到来したのものとして、甲はその順序、方法を指定することができます。

#### 第15条（代位弁済）

私が甲との契約に違反した場合は、保証会社より代位弁済を受けられても異議ありません。

#### 第16条（危険負担、免責条項等）

1. 私が甲に差し入れた証書等が、事故、災害、やむを得ない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、甲の帳簿伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。なお甲から請求があれば直ちに代替りの証書等を差し入れます。
2. 甲に提出した書類に押捺された印影（または暗証）を私の届出た印鑑（または暗証）に、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印章等について偽造、変造、盗用等があっても、そのために生じた損害については私の負担とします。
3. 私に対する権利の行使、保全に要した費用は、私の負担とします。

#### 第17条（届出事項）

1. 氏名、住所、印章、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により甲へ届け出します。

2. 届け出のあった氏名、住所にあてて甲が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 私は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、私、私の補助人、保佐人、後見人は、必要な事項を書面により甲に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。

#### 第18条（報告および調査）

1. 財産、債務、経営、業況、収入、この取引による貸越金の使途等について甲から請求があったときは直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. 財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化を生じたときまたは生じるおそれのあるときは、甲から請求がなくても直ちに報告します。

#### 第19条（合意管轄）

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲本店または甲支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第20条（準用）

ローンカード・現金自動支払機および現金自動預金支払機の取扱いについては、本契約書のほか、決済口座の預金規定、および「けんしんローンカード規定」によります。

#### 第21条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続

することが不適切である場合には、私は甲から請求があり次第、甲に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、私はその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上

(2022年4月)